

令和6年度第1回財政援助団体等監査

監査の種類	地方自治法第199条第7項の規定による監査
監査の対象	施設名：福生市営プール 指定管理者：有限会社ブイフィールド 所管部課：教育部 スポーツ推進課
監査の範囲	令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に執行された福生市営プール指定管理委託に関する事業について
監査の期間	令和6年11月29日から令和7年2月21日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 清水 義朋

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
【所管課】 (1) 一部業務の第三者による実施について 基本協定書第19条では、事前に市が承諾したときは、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとしており、初年度においては、指定管理者の選定の際の事業計画書に記載された内容をもって収受したとのことだが、事業計画書のみでは委託先が不明である。 また、同第55条では、承認等は書面により行うことと定められているため、所管課は各年度において、指定管理者が第三者により実施する業務の内容及び委託先が明記された書面により承諾の依頼を受け、書面による承諾の手続を行うよう徹底されたい。	【所管課】 指定管理者が業務の一部を第三者に委託して実施することについて、指定管理者から市に対して、業務内容及び委託先を明記した一覧表を添えて承諾依頼の書面の提出を受け、市から指定管理者に対して、承諾する旨の回答を書面により行うよう適切な処理を徹底してまいります。